適正な品質管理等を行う製造業者に対する登録制度の導入

一 特定飼料等製造業者の登録

飼料又は飼料添加物 (以下「飼料等」という。)の成分につき規格が定められた飼料等で、 有害畜

産物が生産され、 又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多い

と認められるものとして政令で定めるもの(以下「特定飼料等」という。) の製造を業とする者(以

下「特定飼料等製造業者」という。)は、 特定飼料等の種類に従い、 その事業場ごとに、 農林 水

臣の登録を受けることができることとすること。

第七条第一項関係

 (\Box) (一の登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、) 当該事業場における特定飼料等の製造設備 検

查設備、 製造管理及び品質管理の方法、 検査のための組織等について農林水産大臣が行う検査を受け

なければならないこととすること。

第七条第四項関係)

(三) 農 林水産大臣は、 登録 の申 請 が農林水産省令で定める基準等に適合すると認めるときは、 登録 をし

なければならないこととすること。

(第九条関係)

(四) その他特定飼料等製造業者の登録に関し、 所要の規定を設けるものとすること。

第八条、 第十一条から第十五条まで、 第十九条、 第二十条関係)

二 特定飼料等製造業者の付する表示

(「の」の登録を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造業者」という。)は、「の」の登録を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造業者」という。)は、 当該登

録に係る特定飼料等を製造したときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等

が登録特定飼料等製造業者が製造したものであることを示す特別な表示を付することができることとす

るとともに、 当該表示が付されているものについては、 独立行政法人肥飼料検査所 (以下「検査所」と

いう。) が行う検定に合格したことを示す特別な表示が付されていなくても販売することができること

とすること。

(第五号第一項、第十六条関係)

三 改善命令

農林水産大臣は、 特定飼料等の製造設備等が農林水産省令で定める基準等に適合してい ないと認める

とき等は、 登録特定飼料等製造業者に対し、 必要な措置をとるべきことを命ずることができることとす

ること。

(第十七条関係)

四 登録の取消-

農 林水産大臣は、 登録特定飼料等製造業者が三の命令に違反したとき等は、 その登録を取り消すこと

ができることとすること。

(第十八条関係

五 外国特定飼料等製造業者の登録等

外 国に お しり て本邦に輸出される特定飼料等の製造を業とする者(以下「外国特定飼料等製造業者」と

いう。 は 農林水産大臣の登録を受けて、 特定飼料等に当該特定飼料等が登録を受けた外国特定飼料

等製造業者が製造し た も のであることを示す特別な表示を付することができることとするとともに、 登

録特 定飼料等製造業者に 係る所要 の規定を準用することとすること。 (第二十一条、第二十二条関係)

第二 飼料等の安全性の確保の強化

一 有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止

農 林水 産大臣は、 有害な物質 を含む 飼料等 の使用が原因となって、 有害畜産物が生産され、 又は 家畜

等に 被害が生じることに より畜 産物 の生産が阻害されることを防止するため必要があると認 めるときは

製造業者、 輸入業者又は販売業者に対し、 当該飼料等の販売の禁止に加え、 当該飼料等の製造又は

入を禁止することができることとするとともに、 飼料の使用者に対し、 当該飼料の使用を禁止すること

ができることとすること。

第二十三条関係)

二 飼料等の輸入の届出

外国における生産地の事情その他の事情からみて有害な物質が含まれる等のおそれがある飼料等とし

て、 農林水産大臣が指定するものを輸入しようとする者は、 あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け

出なければならないこととすること。

第五十一条関係)

第三 検定機関の指定制度の見直し等

特定飼料等の検定機関の見直し

特定飼料等の検定を行う者を検査所に限定することとすること。

第五条第一項関係)

一 公定規格の検定機関の指定制度の見直し

規格設定飼料について公定規格による検定を行う機関を農林水産大臣の指定制から登録制に改めるこ

ととするとともに、 登録に関し、 所要の規定を整備することとすること。

(第二十七条及び第三十四条から第四十七条まで関係)

規格設定飼料の製造業者は、 規格設定飼料の種類に従い、 その事業場ごとに、 農林水産大臣の登録

を受けることができることとすること。

第二十九条第 一 項 関 係)

(一の登録を受けた規格設定飼料の製造業者は、) 当該登録に係る規格設定飼料を製造したときは、 当

該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付することができることとすること。

(第二十九条第二項関係)

その他規格設定飼料製造業者の登録に関し、 所要の規定を整備することとすること。

第二十八条、第二十九条第三項 関 係)

外国において本邦に輸出される規格設定飼料の製造を業とする者は、農林水産大臣の登録を受けて

(四)

当該飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付することができることとするとともに、 登

録特定飼料等製造業者に係る所要の規定を準用することとすること。

第四

厚生労働大臣との連携の強化

(第二十八条、第三十条関係)

農林水産大臣は、 飼料添加物の指定、飼料等の基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止又は有害な

物質を含む飼料等の製造等の禁止をしようとするときは、 厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴

かなければならないこととすること。

第五十九条関係)

第五 罰則

罰則に関し所要の改正を行うこととすること。

〔第六十七条から第七十五条まで関係)

一 施行期日

第 六

附則

この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること

とすること。

附則第一条関係)

二その他

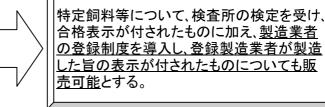
その他所要の規定を整備することとすること。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を 改正する法律案の概要

[現行] [改正後]

1 適正な品質管理等を行う製造業者に対する登録制度の導入

特定飼料等について、検査所の検定を受け、合格表示が付されたもののみが販売可能



2 飼料及び飼料添加物の安全性の確保の強化

有害な物質を含む飼料等について、製造業者、輸入業者及び販売業者に対し、販売禁止措置

輸入業者について、業の開始前の届出義務 (個別の飼料等の輸入は把握できない) 製造、輸入の禁止措置及び使用者に対する 使用の禁止措置を追加する。

生産地の事情等からみて有害な物質が含まれるおそれのある飼料等について、<u>農林水産大臣が指定し、当該飼料等の輸入の届出を</u> 義務付ける。

3 特定飼料等及び公定規格の検定機関の指定制度の見直し

特定飼料等の検定については、検査所と指 定検定機関が実施

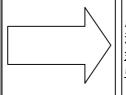
公定規格の検定については、検査所、指定 検定機関及び都道府県が実施 |特定飼料等の検定については、<u>検査所</u>が実 |施。

公定規格の検定については、登録検定機関 及び都道府県が実施(検定機関の指定制を 登録制に変更)。

公定規格が設定された飼料の<u>製造業者の登録制を導入し自己確認により規格適合表示を付すことを可能とする。</u>

4 厚生労働大臣との連携の強化

農林水産大臣は、飼料添加物の指定、基準・ 規格の設定等について必要と認めるときは 厚生労働大臣の意見を求めることが可能



農林水産大臣は、飼料添加物の指定、基準・ 規格の設定等について<u>厚生労働大臣の公</u> 衆衛生の見地からの意見を聴かなければな らないこととする。